

会員規約改定のお知らせ <2021年6月21日>

日頃は当社サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。
2021年6月25日(金)より以下規約を改定いたします。

改定：

- 「au PAY カード特約」
- 「カード会員規約」
- 「キャッシュバック利用規定」
- 「KDDI・沖縄セルラーからの重要なお知らせ（個人情報提供について）」
- 「ETCカード利用規定」
- 「QUICPayサービス利用規約」

※改定前後の内容につきましては、下記「新旧対照表（2021年6月25日変更）」をご確認ください。

新旧対照表（2021年6月25日変更）

| No | 対象規約 | 対象規約条項 | 旧：現状 | 新：2021年6月25日以降 (赤文字部分が変更箇所) |
|----|--------------|--------------------------|--|--|
| 1 | au PAY カード特約 | 第1条（本特約） | 1.本特約は、auフィナンシャルサービス株式会社（以下「auフィナンシャルサービス」といいます。）が、KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）および沖縄セルラー電話株式会社（以下、KDDI と併せて「KDDI 等」といい、KDDI 等および auフィナンシャルサービスを併せて「両社等」といいます。）との提携により発行するクレジットカードの貸与を希望し、両社等により本会員と認められた方（以下「本会員」といい、本会員に貸与されるカードを「本会員カード」といいます。）および両社等により家族会員と認められた方（以下「家族会員」といい、本会員と併せて「会員」といいます。また、家族会員に貸与されるカードを「家族カード」といい、本会員カードと併せて「本カード」といいます。）並びに会員となることを希望する方（以下「入会希望者」といい、会員と併せて「会員等」といいます。）が、本カードの申込、入会、利用に関する際の一 切に対して適用されます。 | 1.本特約は、auフィナンシャルサービス株式会社（以下「auフィナンシャルサービス」といいます。）が、KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）および沖縄セルラー電話株式会社（以下、KDDI と併せて「KDDI 等」といい、KDDI 等および auフィナンシャルサービスを併せて「両社等」といいます。）との提携により発行するクレジットカードの貸与を希望し、両社等により本会員と認められた方（以下「本会員」といい、本会員に貸与等されるカードを「本会員カード」といいます。）および両社等により家族会員と認められた方（以下「家族会員」といい、本会員と併せて「会員」といいます。また、家族会員に貸与等されるカードを「家族カード」といい、本会員カードと併せて「本カード」といいます。）並びに会員となることを希望する方（以下「入会希望者」といい、会員と併せて「会員等」といいます。）が、本カードの申込、入会、利用に関する際の一 切に対して適用されます。 |
| 2 | au PAY カード特約 | 第2条（本カード） | 2.本カードの利用は会員にのみ限定され、会員は、第三者に対して、本カードを貸与または譲渡して利用させること、または本カードを質入れその他の担保に供することはできません。 | 2.本カードの利用は会員にのみ限定され、会員は、第三者に対して、本カードを貸与等または譲渡して利用させること、または本カードを質入れその他の担保に供することはできません。 |
| 3 | au PAY カード特約 | 第8条（本カードの利用の停止、会員資格の喪失等） | 1.会員がカード会員規約に定めるクレジットカードの利用・貸与の停止、法的措置、会員資格取消等となる事由と同等の事由に該当した場合、本カードの利用ができなくなります。 | 1.会員がカード会員規約に定めるクレジットカードの利用・貸与等の停止、法的措置、会員資格取消等となる事由と同等の事由に該当した場合、本カードの利用ができなくなります。 |
| 4 | au PAY カード特約 | 日付 | 2020年10月1日改定 | 2021年6月25日改定 |
| 5 | カード会員規約 | 第6条（付帯サービス） | 3.当社が第3条、第4条または第7条にもつぎ送付したカードについて、会員が相当期間内に受領しない場合には、付帯サービスを利用することができなくなることを会員は予め同意するものとします。 | 3.当社が第3条、第4条または第7条第2項にもつぎ送付したカードについて、会員が相当期間内に受領しない場合には、付帯サービスを利用することができなくなることを会員は予め同意するものとします。 |
| 6 | カード会員規約 | 第7条（カードの有効期限等） | (新設) | 4. 当社所定の事前案内に基づき手続きを完了した会員に係る第2項に規定する当社所定の時期については、当該会員が更新カードの送付を希望した後、遅滞ない時期とします。なお、当社所定の審査結果によってはカードの交付ができない場合がございます。 |
| 7 | カード会員規約 | 第7条（カードの有効期限等） | (新設) | 5. 当社所定の事前案内に基づき手続きを完了した会員がカードの送付を希望していない間、当該会員は、第4条、第24条、第28条、第29条、第30条、第32条、第35条、第36条、第37条および第38条に規定する諸変更、サービスの利用および返済等の、カードが手元に存在することが前提となる一部の取引ができない場合があります。 |
| 8 | カード会員規約 | 第7条（カードの有効期限等） | 4. 会員は、有効期限経過後のカードを自らの責任において直ちに切断・破棄するものとします。また、カードの有効期限内におけるカード利用によるカード利用代金のお支払いについては、有効期限経過後といえども、本規約を適用するものとします。 | 6. 会員は、有効期限経過後のカードを自らの責任において直ちに切断・破棄するものとします。また、カードの有効期限内におけるカード利用によるカード利用代金のお支払いについては、有効期限経過後といえども、本規約を適用するものとします。 |
| 9 | カード会員規約 | 第44条（退会） | 1. 会員は、当社所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、会員は、当該申し出以降カード（当該カードにかかわるカード情報を含みます。以下本項において同じとします。）を利用してはならないものとし、かつ当社の指示に従ってただちにカードを返還するか、カードの磁気ストライプ部分（ICカードの場合はICチップ部分も同様）に切り込みを入れて破棄しなければならないものとします。 | 1. 会員は、当社所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、会員は、当該申し出以降カード（当該カードにかかわるカード情報を含みます。以下本項において同じとします。）を利用してはならないものとし、かつ第2条、第3条、第4条または第7条第2項にもつぎ送付したカードについて、当社の指示に従ってただちにカードを返還するか、カードの磁気ストライプ部分（ICカードの場合はICチップ部分も同様）に切り込みを入れて破棄しなければならないものとします。 |
| 10 | カード会員規約 | 第44条（退会） | 3. 当社が第2条、第3条、第4条または第7条にもつぎ送付したカードについて、会員が相当期間内に受領しない場合には、両社は会員が退会の申し出を行ったものとして取り扱うことができるものとします。 | 3. 当社が第2条、第3条、第4条または第7条第2項にもつぎ送付したカードについて、会員が相当期間内に受領しない場合には、両社は会員が退会の申し出を行ったものとして取り扱うことができるものとします。 |

新旧対照表（2021年6月25日変更）

| No | 対象規約 | 対象規約条項 | 旧：現状 | 新：2021年6月25日以降 (赤文字部分が変更箇所) |
|----|-----------------------|------------------------|---|---|
| 11 | カード会員規約 | 第46条（カードの紛失・盗難時の責任の区分） | 2. (8) カードの署名欄に自己の署名がない状態で損害が発生した場合。 | 2. (8) 第2条、第3条、第4条または第7条第2項 にもとづき送付したカードの署名欄に自己の署名がない状態で損害が発生した場合。 |
| 12 | カード会員規約 | 日付 | 2021年4月1日改定 | 2021年6月25日 改定 |
| 13 | キャッシュバック利用規定 | 第2条（本会員） | 1.「本会員」とは、KDDI 株式会社、沖縄セルラー電話株式会社（以下、両社を併せて「KDDI 等」といいます。）及び auフィナンシャルサービス株式会社（以下「当社」といいます。）が定める au PAY カード特約及び、カード会員規約を承認のうえ、当社所定の方法で本カードへの入会を申し込み、当社が入会を承認したことにより、本カードの貸与を受けている者のうち、カード会員規約に定める本会員をいいます。 | 1.「本会員」とは、KDDI 株式会社、沖縄セルラー電話株式会社（以下、両社を併せて「KDDI 等」といいます。）及び auフィナンシャルサービス株式会社（以下「当社」といいます。）が定める au PAY カード特約及び、カード会員規約を承認のうえ、当社所定の方法で本カードへの入会を申し込み、当社が入会を承認したことにより、本カードの貸与 等 を受けている者のうち、カード会員規約に定める本会員をいいます。 |
| 14 | キャッシュバック利用規定 | 日付 | 2020年6月12日改定 | 2021年6月25日 改定 |
| 15 | KDDI・沖縄セルラーからの重要なお知らせ | (条項番号なし) | (1)お客さまは、「au PAY カード」(※)のご利用にあたり、KDDI 株式会社および沖縄セルラー電話株式会社（以下、併せて「KDDI 等」といいます。）が、以下に定めるお客さまの個人情報等（以下「お客さま情報」といいます。）を auフィナンシャルサービス株式会社（以下「auフィナンシャルサービス」といいます。）へ提供することについて同意するものとします。 (※)「au PAY カード」は、auフィナンシャルサービスが KDDI 等との提携により発行するクレジットカードであり、本会員のお客さまに貸与されるカード（以下「本会員カード」といいます。）と、家族会員のお客さまに貸与されるカード（以下「家族カード」といいます。）とが併せて「本カード」といいます。）とがあります。 | (1)お客さまは、「au PAY カード」(※)のご利用にあたり、KDDI 株式会社および沖縄セルラー電話株式会社（以下、併せて「KDDI 等」といいます。）が、以下に定めるお客さまの個人情報等（以下「お客さま情報」といいます。）を auフィナンシャルサービス株式会社（以下「auフィナンシャルサービス」といいます。）へ提供することについて同意するものとします。 (※)「au PAY カード」は、auフィナンシャルサービスが KDDI 等との提携により発行するクレジットカードであり、本会員のお客さまに貸与 等 されるカード（以下「本会員カード」といいます。）と、家族会員のお客さまに貸与 等 されるカード（以下「家族カード」といいます。）とが併せて「本カード」といいます。）とがあります。 |
| 16 | ETCカード利用規定 | 第1条（用語の定義） | 6.「会員」とは、auフィナンシャルサービス株式会社（三菱 UFJ ニコス株式会社より ETC システムの利用権を認められたカード会社であり、以下、「当社」といいます。）のカード会員規約（以下、「会員規約」といいます。）を承認のうえ、当社所定の方法で入会を申し込み、当社が入会を承認したことにより、会員規約に規定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）の貸与を受けている本会員およびその家族会員をいいます。 | 6.「会員」とは、auフィナンシャルサービス株式会社（三菱 UFJ ニコス株式会社より ETC システムの利用権を認められたカード会社であり、以下、「当社」といいます。）のカード会員規約（以下、「会員規約」といいます。）を承認のうえ、当社所定の方法で入会を申し込み、当社が入会を承認したことにより、会員規約に規定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）の貸与 等 を受けている本会員およびその家族会員をいいます。 |
| 17 | ETCカード利用規定 | 第3条（本カードの発行・利用） | 1.当社は、本カードを ETC 会員が指定し当社が認めたクレジットカード（本カード入会申込と同時にクレジットカードの入会申込を行った者に対して発行、貸与されたカードを含むものとし、以下「指定カード」といいます。なお、ETC 会員に貸与されているクレジットカードが複数ある場合には、本カード申込時において当社所定の方法により本会員が指定したクレジットカードのみを指すものとします。以下同じ）に付帯して発行し、貸与します。 | 1.当社は、本カードを ETC 会員が指定し当社が認めたクレジットカード（本カード入会申込と同時にクレジットカードの入会申込を行った者に対して発行、貸与 等 されたカードを含むものとし、以下「指定カード」といいます。なお、ETC 会員に貸与 等 されているクレジットカードが複数ある場合には、本カード申込時において当社所定の方法により本会員が指定したクレジットカードのみを指すものとします。以下同じ）に付帯して発行し、貸与します。 |
| 18 | ETCカード利用規定 | 第11条（本カードの利用・貸与の停止など） | 1.ETC 会員が、本規定ならびに会員規約に違反した場合、本カードまたは指定カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合、指定カードの有効期限が更新されない場合、当社は、ETC 会員に通知することなく本カードまたは指定カードもしくは両カードの利用・貸与の停止、返却など会員規約の会員資格の喪失に関する条項等に定める措置をとることができるものとします。 | 1.ETC 会員が、本規定ならびに会員規約に違反した場合、本カードまたは指定カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合、指定カードの有効期限が更新されない場合、当社は、ETC 会員に通知することなく本カードまたは指定カードもしくは両カードの利用・貸与 等 の停止、返却など会員規約の会員資格の喪失に関する条項等に定める措置をとることができるものとします。 |
| 19 | ETCカード利用規定 | 日付 | 2020年6月12日 | 2021年6月25日 改定 |

新旧対照表（2021年6月25日変更）

| No | 対象規約 | 対象規約条項 | 旧：現状 | 新：2021年6月25日以降 (赤文字部分が変更箇所) |
|----|-----------------|----------|--|---|
| 20 | QUICPayサービス利用規約 | 第1条（目的等） | <p>1.本規約は、当社所定の会員規約（当社ホームページに掲載する本カードに関する会員規約等をいい、以下「会員規約」といいます。）に基づき本カードの貸与を受けた本カード保有者（以下「会員」といいます。）が、Apple社が別途指定する機種種のモバイル端末（以下「指定モバイル端末」といいます。）を使用する方法により、QUICPayサービス（「QUICPay+サービス」を含みます。）を利用する場合の、当社が会員に提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）の内容、利用方法、その他当社と会員との間の契約関係（以下、本サービスにかかる会員と当社との間の契約関係を「本契約」といいます。）について定めるものです。会員は、本規約に同意の上、本規約にかかるサービスの提供を受けるものとします。なお、本規約に定めのない用語および事項については、会員規約が適用されるものとします。</p> | <p>1.本規約は、当社所定の会員規約（当社ホームページに掲載する本カードに関する会員規約等をいい、以下「会員規約」といいます。）に基づき本カードの貸与等を受けた者（以下「会員」といいます。）が、Apple社が別途指定する機種種のモバイル端末（以下「指定モバイル端末」といいます。）を使用する方法により、QUICPayサービス（「QUICPay+サービス」を含みます。）を利用する場合の、当社が会員に提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）の内容、利用方法、その他当社と会員との間の契約関係（以下、本サービスにかかる会員と当社との間の契約関係を「本契約」といいます。）について定めるものです。会員は、本規約に同意の上、本規約にかかるサービスの提供を受けるものとします。なお、本規約に定めのない用語および事項については、会員規約が適用されるものとします。</p> |
| 21 | QUICPayサービス利用規約 | 日付 | 2020年6月12日改定 | 2021年6月25日改定 |